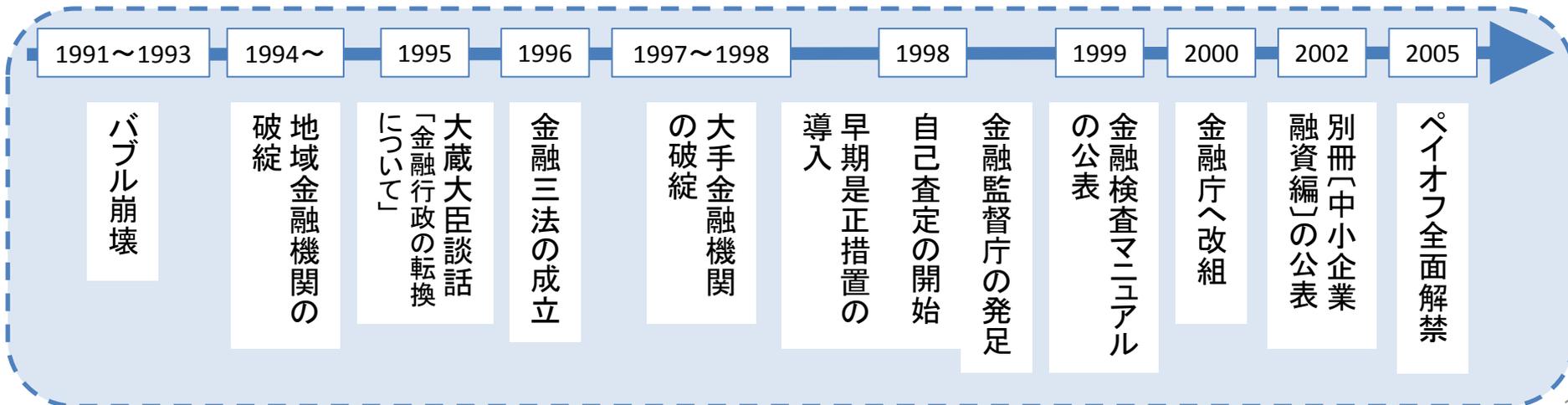


- これまでの経緯 1
- 金融検査マニュアル別表の概要 5

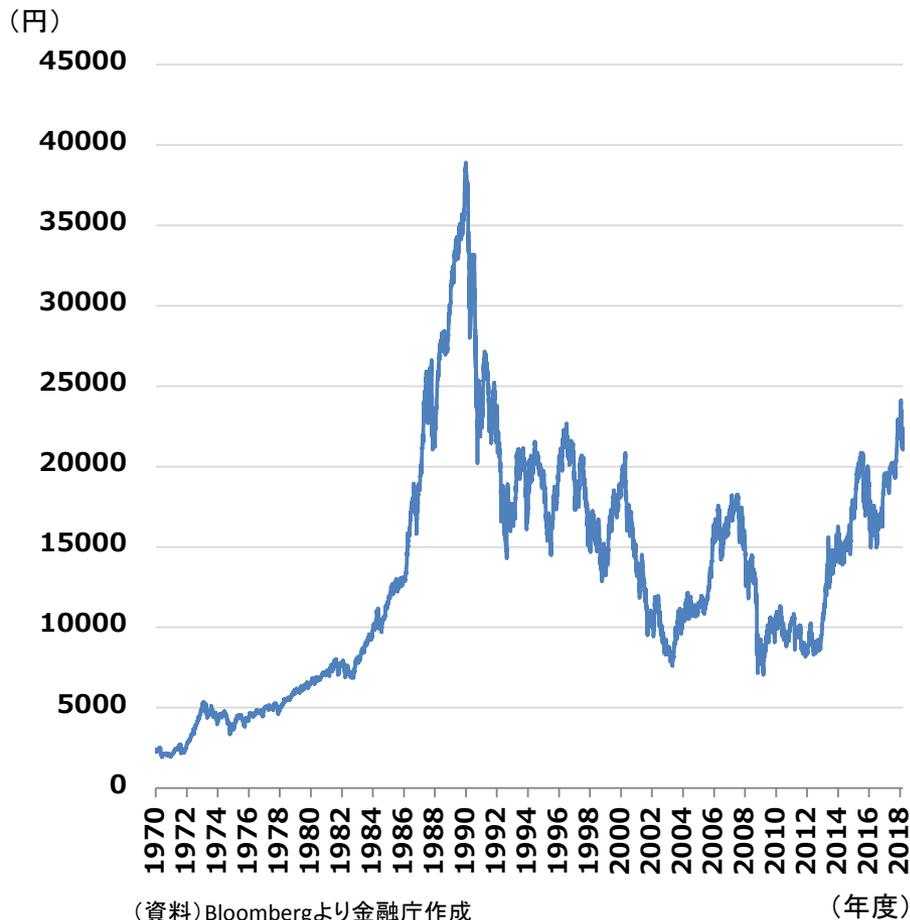
これまでの経緯①

- 我が国では、バブル崩壊後、地価や株価の下落を背景に、多くの企業の業績が悪化した。これに伴い、金融機関の不良債権額の正確性、ひいては金融システム全体に対する不信感が高まる結果となった。その後、金融機関が相次いで破綻するに至った。
- こうした状況を受けて、自己資本比率に則って、業務改善命令などの措置を厳正に実行する早期是正措置を導入した。この制度の導入にあたっては、検査・監督の効率性の確保、金融機関の自己責任原則の観点から、金融機関の自己査定を基本とし、監査人による外部監査の活用を図ることとした。
- これにより、金融機関の自己査定・償却・引当に関する態勢を整備することが急務となったため、金融監督庁（現：金融庁）は、発足後、1999年に公表した検査マニュアルを用いて、金融機関の自己査定・償却・引当に対する定期的かつ網羅的な検査を行い、指摘を行ってきた。

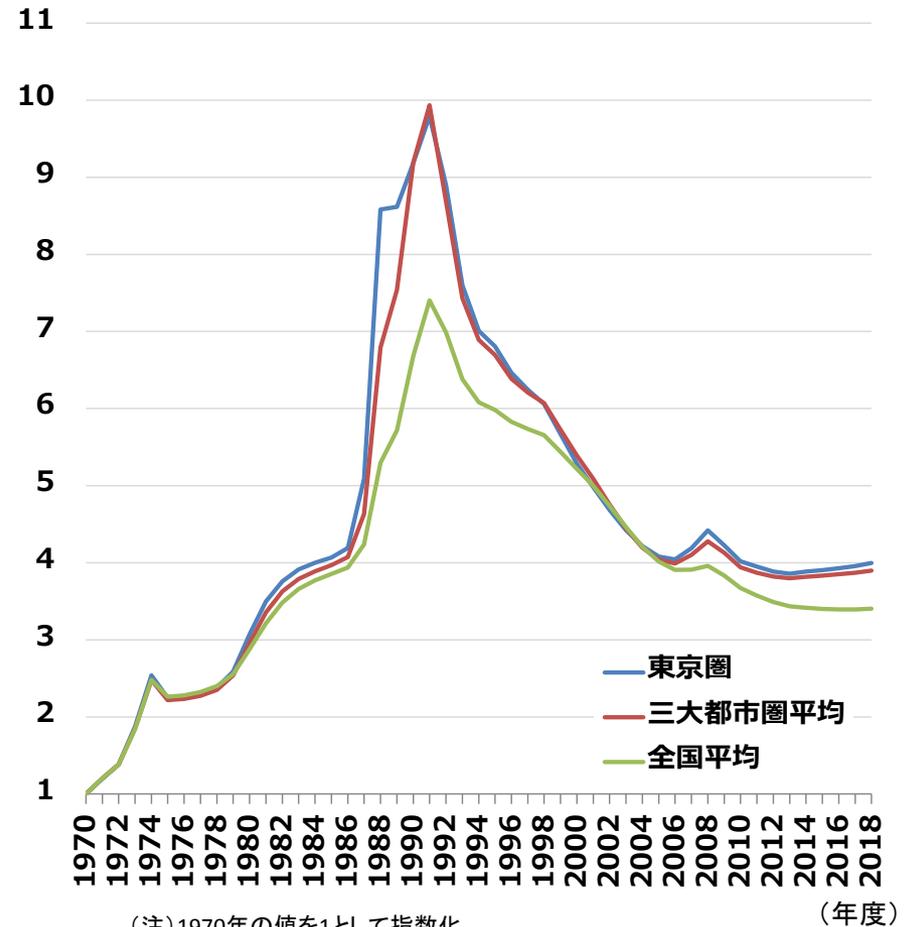


これまでの経緯②

日経平均株価の推移



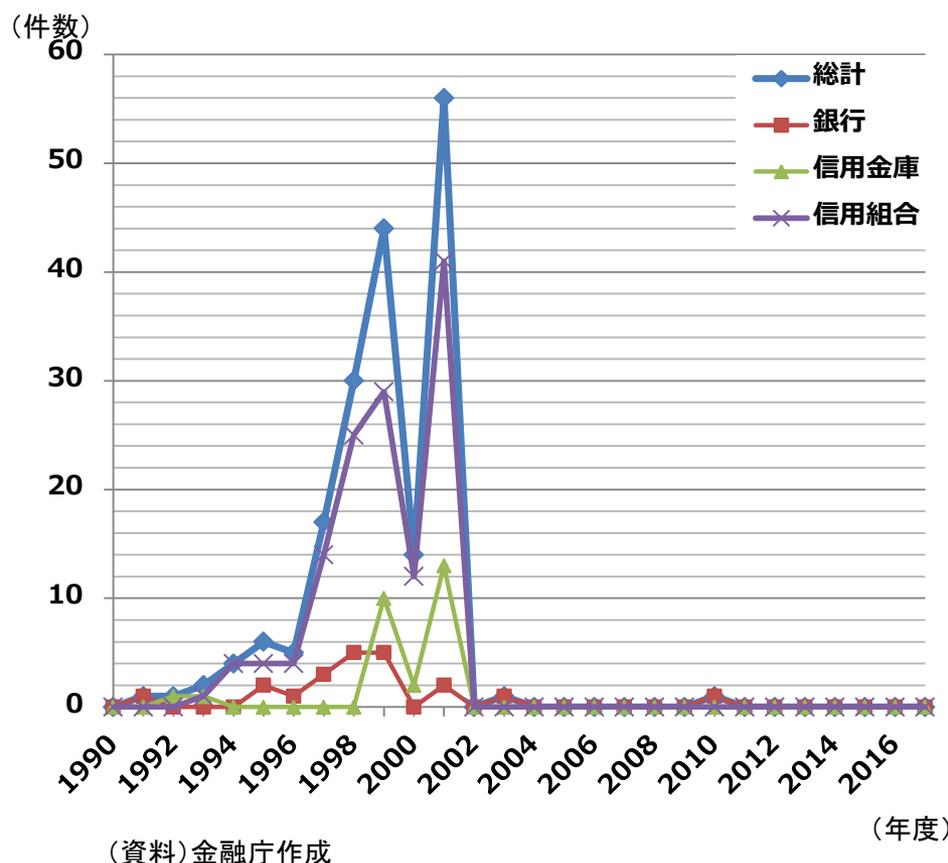
地価公示価格の推移



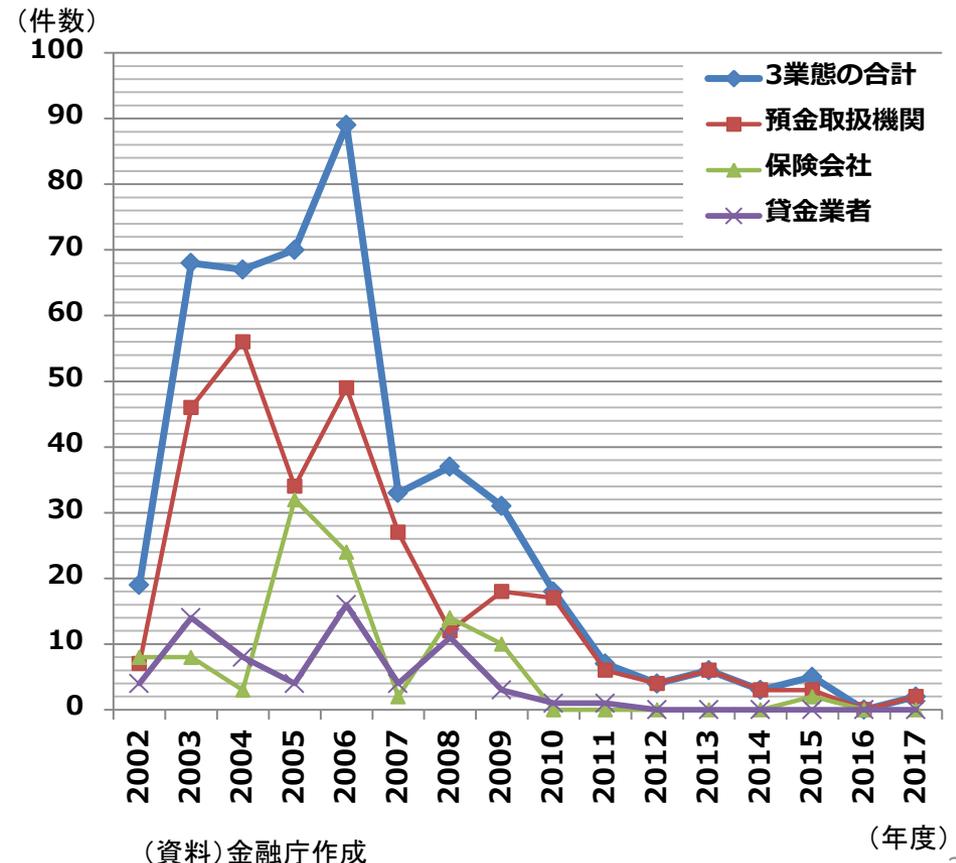
これまでの経緯③

○ 1990年代には株価・地価の急落による不良債権の急増により、北海道拓殖銀行(1997年11月)、日本長期信用銀行(1998年10月)、日本債券信用銀行(1998年12月)等の大手金融機関が破綻。

金融機関の破綻件数の推移



行政処分件数の推移



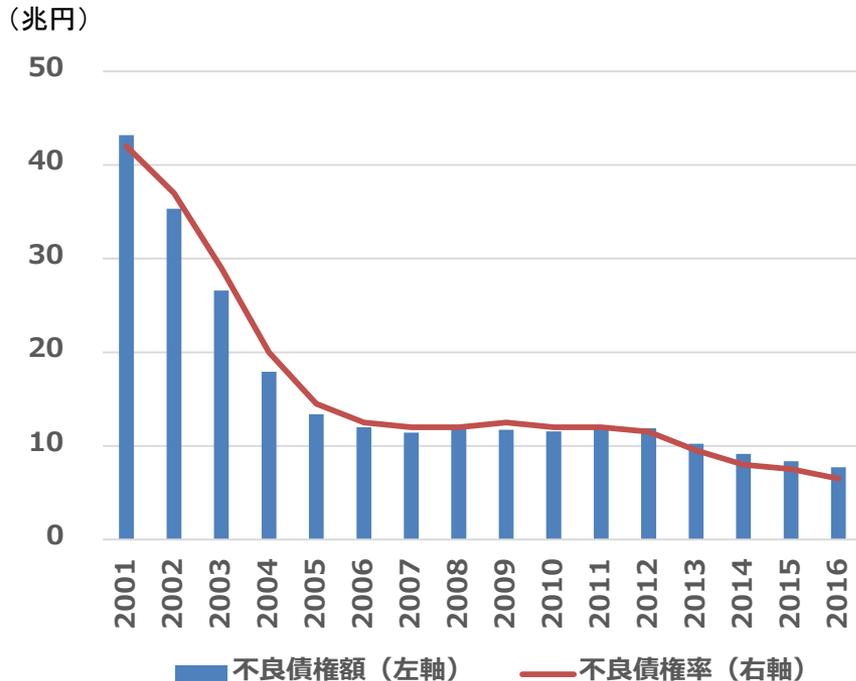
これまでの経緯④

○ 金融庁は、不良債権処理といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定を中心とした検査・監督手法を確立し、不良債権問題を正常化。

(参考) 破綻懸念先以下のオフバランス化に係る主要行向けルールとして、以下を設定。

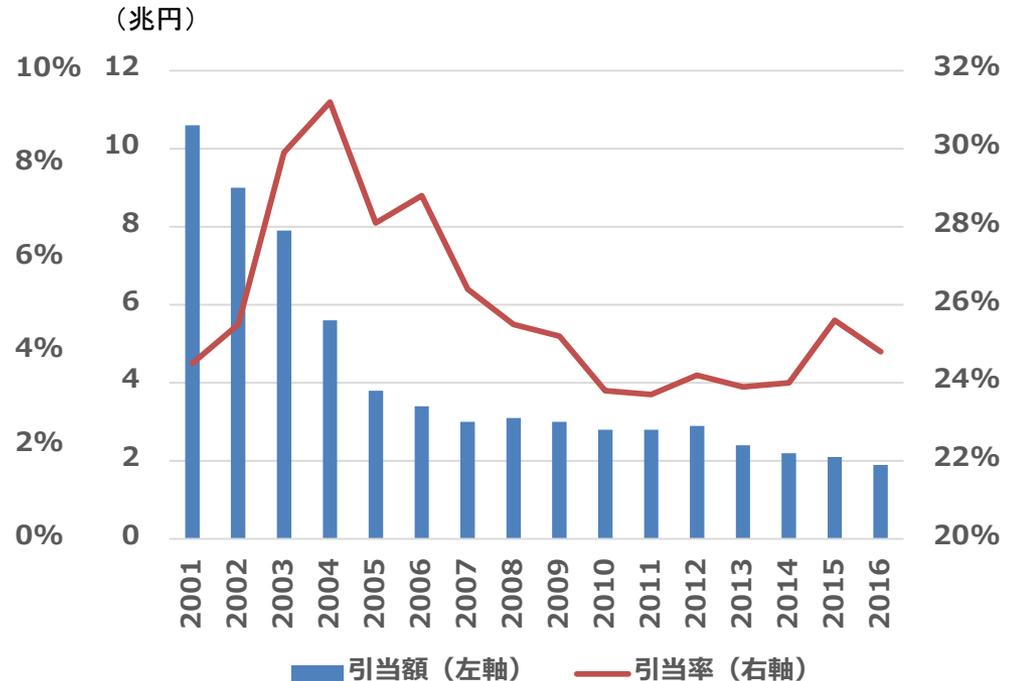
- ・2年3年ルール(新規発生分は3年以内、既存分は2年以内)(平成13年)
- ・5割8割ルール(新規発生分について、1年以内に5割、2年以内に8割)(平成14年)

不良債権額・率の推移



(注) 金融再生法開示債権ベース
(資料) 金融庁作成

引当額・率の推移



(注) 金融再生法開示債権ベース、引当率 = 金融再生法開示債権に係る引当額 / 再生法開示債権額
(資料) 金融庁作成

金融検査マニュアル別表の概要②

- 債務者区分を行った上で、担保・保証の有無等をベースに債権をⅠ～Ⅳに分類し、貸倒引当金を算出することを規定。

債務者区分毎の直接償却・貸倒引当金の算出方法

	算出式	損失見込期間	算定期間数
一般貸倒引当金			
正常先		平均残存期間(今後1年間であれば妥当と認められる)	
其他要注 意先	一般貸倒引当金 = 債権額 × 予想損失率(注)		少なくとも過去3 算定期間の平均
要管理先	※要管理先の大口債務者については、 DCF法を適用することが望ましい	平均残存期間(今後3年間であれば妥当と認められる)	
個別貸倒引当金			
破綻懸念先	個別貸倒引当金 = Ⅲ分類額 × 予想損失率(注) (他にもDCF法などの算出方法が存在)	合理的と認められる今後の一定期間 (今後3年間であれば妥当と認められる)	少なくとも過去3 算定期間の平均
実質破綻先		—	—
破綻先	個別貸倒引当金または直接償却 = ⅢおよびⅣ分類額	—	—

(注) 予想損失率を算定する具体的な算定式の例としては、①貸倒実績率による方法(貸倒償却等毀損額 ÷ 債権額)や②倒産確率(件数ベース)による方法(倒産確率 × (1 - 回収見込率))がある。

特に経済状況が急激に悪化している場合には、直近の算定期間のウェイトを高める方法、最近の期間における貸倒実績率又は倒産確率の増加率を考慮し予想損失率を調整するなどの方法により決定する。